（地方卸売市場に係る軽微な変更）

第二十六条　法第十四条において読み替えて準用する法第六条第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（都道府県が別に定める場合にあっては、その変更）とする。

一　法第十三条第二項第一号に掲げる事項の変更（開設者の変更を伴うものを除く。）

二　法第十三条第二項第二号に掲げる事項の変更

三　法第十三条第二項第三号に掲げる事項の変更のうち、当該地方卸売市場の施設の変更であって、その全ての施設の面積の十パーセント以内を増減するもの

四　法第十三条第二項第四号に掲げる事項のうち、当該地方卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項の変更

五　法第十三条第二項第五号に掲げる事項の変更（開設者の組織の人員の十パーセント以上を減少するものを除く。）

六　法第十三条第二項第六号に掲げる事項の変更

七　法第十三条第二項第七号に掲げる事項の変更（卸売業者の変更を伴うもの及び当該地方卸売市場のいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く。）

八　第十七条第二項に定める事項の変更

九　業務規程の変更（法第十三条第五項第三号イからハまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。）

2　法第三十九条第一号の規定により農林水産大臣（第三十四条の規定により同号の規定による権限が地方農政局長に委任されている場合にあつては、当該地方農政局長）が行う場所の指定は、当該開設者からの申出書の提出があつた場合に行うものとする。

3　前項の申出書には、その場所の位置、その場所に係る施設の種類、規模及び構造を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその場所の位置を記入した図面を添附しなければならない。

（卸売業者が申請した場所にある生鮮食料品等を卸売する場合に関する基準）

第二十六条　法第三十九条第二号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　卸売業者は、その者が法第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行う市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等（法第三十九条第一号に掲げる場所にあるものを除く。）の卸売を当該許可に係る中央卸売市場に係る開設区域内において行おうとする場合（第三号に掲げる場合を除く。）には、当該生鮮食料品等の品目、数量及び当該生鮮食料品等がある場所の所在地を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該開設者の承認を受けなければならないものとすること。

二　前号の承認は、次に掲げる要件の全てを満たしている場合に行われるものとすること。

イ　当該申請に係る場所が、当該中央卸売市場の開設区域内の場所であること。

ロ　卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合であること。

ハ　その他開設者が業務規程で定める要件を満たしていること。

三　卸売業者は、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により生鮮食料品等の卸売をしようとする場合には、当該生鮮食料品等の品目、取引方法、当該取引方法による卸売の数量の上限及び卸売の実施期間を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該市場における市場取引委員会の審議を経て利害関係者又は市場取引委員会の意見を聴いた上で、当該開設者の承認を受けなければならないものとすること。

四　前号の承認は、次に掲げる要件の全てを満たしている場合に行われるものとすること。

イ　当該申請に係る生鮮食料品等が、次に掲げるものに限られていること。

(1)　かんしょ、ばれいしょ、かぼちゃ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじ並びに野菜の加工品

(2)　かんきつ類、りんご、かき、くり、パインアップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品